

役員報酬および費用に関する規則

2012年4月1日施行

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟（以下「この法人」という）の定款第36条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規則において、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員報酬は月額とする。
- 3 非常勤役員は無報酬とする

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員のうち理事の報酬総額は別表「常勤理事年間報酬総額」に定める金額の範囲内とし、会長は、理事会の承認を得て、その総額の範囲内で各々の報酬を決定するものとする。

- 2 この法人の常勤役員のうち監事の報酬総額は別表「常勤監事年間報酬総額」に定める金額の範囲内とし、監事の協議によって各々の報酬を決定するものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員の出張費用は、職員旅費規則および職員海外出張旅費規則を準用して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、会員総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規則は、公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟の設立の登記の日から施行する。

2 2011年5月28日制定の「役員の報酬および費用に関する規則」は、この規則の施行をもって廃止する。

別表	常勤理事年間報酬総額	15百万円
	常勤監事年間報酬総額	10百万円